

特別職における退職手当の支給制限事由

	職名	任免の根拠法	懲戒免職に準ずる処分	欠格による失職(禁錮以上の刑等)に準ずる退職
1	内閣総理大臣	日本国憲法	—	—
2	国務大臣	日本国憲法	—	—
3	人事院総裁及びその他の人事官	国家公務員法	第8条第2項第2号 (職務上の義務違反)	
4	会計検査院長及びその他の検査官	会計検査院法	第6条(職務上の義務違反)	第7条(禁錮以上の刑)
5	内閣法制局長官	内閣法制局設置法	—	—
6	内閣官房副長官	内閣法	—	—
7	内閣危機管理監	内閣法	—	—
8	内閣官房副長官補	内閣法	—	—
9	内閣広報官	内閣法	—	—
10	内閣情報官	内閣法	—	—
11	常勤の内閣総理大臣補佐官	内閣法	—	—
12	副大臣	国家行政組織法	—	—
13	大臣政務官	国家行政組織法	—	—
14	国家公務員倫理審査会の常勤の会長及び常勤の委員	国家公務員倫理法	第16条第3号 (職務上の義務違反)	第16条第2号 (禁錮以上の刑)
15	公正取引委員会の委員長及び委員	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律	第31条第2号(懲戒免官) 第31条第3号(規定違反)	第31条第4号(禁錮以上の刑)
16	国家公安委員会委員	警察法	第9条第2項(職務上の義務違反)	第7条第4項第2号 (禁錮以上の刑)
17	公害等調整委員会の委員長及び常勤の委員	公害等調整委員会設置法	第9条第3号(職務上の義務違反)	第9条第2号(禁錮以上の刑)
18	中央労働委員会の常勤の公益を代表する委員	労働組合法	第19条の7第2項(職務上の義務違反)	第19条の4第1項(禁錮以上の刑)
19	総合科学技術会議の常勤の議員	内閣府設置法	第32条(職務上の義務違反)	—
20	原子力委員会委員長	原子力委員会及び 原子力安全委員会設置法	第7条(職務上の義務違反)	—
21	証券取引等監視委員会委員長	金融庁設置法	第14条(職務上の義務違反)	—
22	公認会計士・監査審査会会長	公認会計士法	第37条の4(職務上の義務違反)	—
23	中央更生保護審査会委員長	犯罪者予防更正法	第8条第2項(職務上の義務違反)	第8条第1項(禁錮以上の刑)
24	社会保険審査会委員長	社会保険審査官及び社会保険審査会法	第24条第3号(職務上の義務違反)	第24条第2号(禁錮以上の刑)
25	航空・鉄道事故調査委員会委員長	航空・鉄道事故調査委員会設置法	第8条第2項(職務上の義務違反)	第6条第4項第2号(禁錮以上の刑)
26	食品安全委員会の常勤の委員	食品安全基本法	第31条(職務上の義務違反)	—
27	原子力委員会の常勤の委員	原子力委員会及び	第7条(職務上の義務違反)	—
28	原子力安全委員会の常勤の委員	原子力安全委員会設置法	第22条(職務上の義務違反(準用))	—
29	情報公開・個人情報保護審査会の常勤の委員	情報公開・個人情報保護審査会設置法	第4条第7項(職務上の義務違反)	—
30	証券取引等監視委員会委員	金融庁設置法	第14条(職務上の義務違反)	—
31	公認会計士・監査審査会の常勤の委員	公認会計士法	第37条の4(職務上の義務違反)	—
32	地方財政審議会委員	総務省設置法	第14条(職務上の義務違反)	—

	職名	任免の根拠法	懲戒免職に準ずる処分	欠格による失職(禁錮以上の刑等)に準ずる退職
33	国地方係争処理委員会の常勤の委員	地方自治法	第250条の9第11項(職務上の義務違反)	第250条の9第8項(禁錮以上の刑)
34	電気通信事業紛争処理委員会の常勤の委員	電気通信事業法	第149条(職務上の義務違反)	
35	中央更生保護審査会の常勤の委員	犯罪者予防更正法	第8条第2項(職務上の義務違反)	第8条第1項(禁錮以上の刑)
36	労働保険審査会の常勤の委員	労働保険審査官及び労働保険審査会法	第30条第3号(職務上の義務違反)	第30条第2号(禁錮以上の刑)
37	社会保険審査会委員	社会保険審査官及び社会保険審査会法	第24条第3号(職務上の義務違反)	第24条第2号(禁錮以上の刑)
38	運輸審議会の常勤の委員	国土交通省設置法	第20条(職務上の義務違反)	
39	土地鑑定委員会の常勤の委員	地価公示法	第15条第4項第2号(職務上の義務違反)	第15条第4項第2号(禁錮以上の刑)
40	航空・鉄道事故調査委員会の常勤の委員	航空・鉄道事故調査委員会設置法	第8条第2項(職務上の義務違反)	第6条第4項第2号(禁錮以上の刑)
41	公害健康被害補償不服審査会の常勤の委員	公害健康被害の補償等に関する法律	第117条第3号(職務上の義務違反)	第116条第2号(禁錮以上の刑)
42	宮内庁長官、侍従長、東宮大夫及び式部官長	宮内庁法	—	—
43	特命全権大使及び特命全権公使	外務公務員法	—	第7条(国公法38条に該当する失職)
44	国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二条第三項第八号に掲げる秘書官(内閣総理大臣秘書官及び国務大臣秘書官並びに特別職たる機関の長の秘書官のうち人事院規則で指定するもの)	—	—	—
45	裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)に定める裁判官の秘書官	—	—	—
46	裁判官	裁判所法	裁判官弾劾法第2条(職務上の義務違反)	第46条第2号(禁錮以上の刑)
47	その他の裁判所職員	裁判所職員臨時措置法	裁判所職員臨時措置法(国公法を準用)	裁判所職員臨時措置法(国公法を準用)
48	国会職員	国会職員法	第28条第1号(職務上の義務違反)、第2号(信用を失うような行為)	第10条(第2条第2号(禁錮上の刑)による失職)
49	国会議員の秘書	—	—	—
50	防衛省の職員(防衛省に置かれる合議制の機関で防衛省設置法(昭和二十九年法律第六十四号)第四十二条の政令で定めるものの委員及び同法第四条第二十四号又は第二十五号に掲げる事務に従事する職員で同法第四十二条の政令で定めるもののうち、人事院規則で指定するものを除く。)	自衛隊法	第46条第1号(職務上の義務違反)、第2号(隊員たるにふさわしくない行為)、第3号(その他法律、命令違反)	第38条第2号(禁錮以上の刑)、第4号(政府を暴力で破壊する政党)
51	独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員	独立行政法人通則法	第23条第2項(職務上の義務違反)	—